

# 沖縄県立芸術大学学生委員会規程

令和3年4月22日

冲芸大規程第91号

(設置)

**第1条** 沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)における学生の厚生補導、健康管理及び就職指導の円滑な実施を図るため、学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 新入生オリエンテーションに関する事。
- (2) 課外教育及び学生活動に関する事。
- (3) 奨学援護に関する事。
- (4) 健康管理に関する事。
- (5) 学生の表彰に関する事。
- (6) 就職に係る全学的な連絡調整に関する事。
- (7) 就職ガイダンス及び企業説明会等に関する事。
- (8) 企業訪問及び求人開拓に関する事。
- (9) 就職に係る情報の収集及び提供に関する事。
- (10) その他学生の厚生補導及び就職に関し必要な事。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長(学生担当)
  - (2) 学生支援室長
  - (3) 各学部教務・学生委員会及び各研究科運営委員会の長
  - (4) 各学部及び全学教育センターの専任教員各1名
  - (5) 委員長が必要と認める者
- 2 前項第4号の各学部の専任教員各1名は、全学教育センターの教員以外の者とする。

(任期)

**第4条** 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任命)

**第5条** 委員は、学長が任命する。

(委員長)

**第6条** 委員会に委員長を置き、副学長(学生担当)をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

**第7条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(意見の聴取)

**第8条** 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、教務学生課において処理する。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て、学長が定める。

**附 則** (令和3年4月22日学長決裁)

この規程は、令和3年4月22日から施行し、令和3年4月1日から適用する。